

(仮称) 板橋区手話言語条例の制定について

1 経緯

「板橋区手話言語条例（仮称）制定に関する陳情（陳情第 181 号）」が平成 30 年 6 月 13 日開催の板橋区議会健康福祉委員会に付託され、同日、全会一致で採択された。

これを踏まえ、板橋区においても手話言語条例の制定を進めていく。

2 条例の概要（案） ※（一社）板橋区聴覚障害者協会の提出案文を基に作成

	見出し等	条文の趣旨
1	目的	手話への理解促進や手話の使いやすい環境を構築することにより、手話を使用する区民が自立した日常生活を営み、心豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目的とする。
2	権利	手話により相互に意思を伝え合う権利を有し、尊重される。
3	区の責務	手話の理解促進、使いやすい環境整備に努める。
4	区民の役割	手話の理解促進、区の施策へ協力するよう努める。
5	施設・店舗等の役割	手話の理解促進、区の施策へ協力するよう努める。
6	施策の推進方針	手話に関する推進方針を定める。
7	必要な措置	区は、手話に関する施策に必要な措置を講じるよう努める。
8	委任	条例の施行に関し必要な事項を区長に委任する。
9	施行期日	公布の日（今年度中を目途）

※荒川区では、「災害が発生したときの支援」として、発災時の手話による情報取得等の支援を区の努力義務としている。

3 条例案に対する意見

条例案について、本協議会や他の会議などを活用して多様な方の意見を聴取する。なお、パブリックコメントの実施については、今後検討する。